**平成２３年（フ）第８６号**
福岡市南区弥永５丁目７番２号
債務者　平嶋　敏之
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２５２号**
茨城県稲敷市高田3542番地４
債務者　小久保　衛
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２２年（フ）第２５３号**
茨城県稲敷市高田3542番地４
債務者　小久保勝子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３０１号**
茨城県龍ケ崎市長山７丁目１番地４　エリームＤ棟203号室
債務者　本田アンナリザこと　ホンダアンナリザデアシス
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１号**
茨城県取手市清水814番地２
債務者　青山昭四郎
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２３年（フ）第２号**
茨城県取手市清水814番地２
債務者　青山　紀子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２３年（フ）第４号**
茨城県取手市戸頭３丁目34番９―402号
債務者　山地　絵梨
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２３年（フ）第５号**
広島県東広島市西条町御薗宇6444―１レオパレスカモン107、住民票上の住所茨城県取手市戸頭３丁目34番９―402号
債務者　山地　芳裕
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２３年（フ）第９号**
茨城県取手市新町５丁目３番12号、住民票上の住所大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目５番25―703号
債務者　海老原將幸
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２３年（フ）第２号**
宮城県角田市角田字南28番地
債務者　佐藤　毅志
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２１年（フ）第４８７号**
岐阜県各務原市川島河田町469番地２、住民票上の住所岐阜市水海道５丁目１番12―302号コーポアザレア６
債務者　上田　一乃
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
岐阜地方裁判所

**平成２２年（フ）第４２２号**
岐阜県各務原市蘇原三柿野町939番地１ホワイトテラス102号
債務者　藁谷アメリコこと　ワラヤアメリコ
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
岐阜地方裁判所

**平成２２年（フ）第６６１号**
岐阜市茜部菱野３丁目105番地
債務者　髙野　正義
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第１号**
大分県速見郡日出町大字大神3182番地２
債務者　三浦　彰悟
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２３年（フ）第３１号**
沖縄県糸満市字糸満1319番地の１大城第３アパート201号
債務者　下里　俊宏
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第３９号**
沖縄県豊見城市字我那覇444番地２　安谷屋マンション205号
債務者　下里　哲也
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部